

高額療養費制度を知っていますか

月ごとの保険外治療などを除く医療費の自己負担額が高額になったとき、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて支給対象となる人には、該当通知と申請書兼同意書を送付しますので、提出してください。2 回目以降の申請は不要です\*<sup>1</sup>。自己負担額は下表のとおり区分によって異なります。

※ 1 世帯に国民健康保険税の滞納がある・福祉医療を受けている・世帯主が変更されたなどの場合は別途申請が必要です。

■ 自己負担限度額（70 歳未満）

| 所得区分 |                             |                                                    |
|------|-----------------------------|----------------------------------------------------|
| ア    | 基礎控除後の総所得金額等 901 万円超        | 252,600円+(総医療費-842,000円) × 1% (年 4 回目以降 140,100 円) |
| イ    | 基礎控除後の総所得金額等 600万円超～901万円以下 | 167,400円+(総医療費-558,000円) × 1% (年 4 回目以降 93,000 円)  |
| ウ    | 基礎控除後の総所得金額等 210万円超～600万円以下 | 80,100円+(総医療費-267,000円) × 1% (年 4 回目以降 44,400 円)   |
| エ    | 基礎控除後の総所得金額等 210 万円以下       | 57,600 円 (年 4 回目以降 44,400 円)                       |
| オ    | 住民税非課税世帯                    | 35,400 円 (年 4 回目以降 24,600 円)                       |

同じ月中であっても、別の病院の受診・入院・外来・歯科は別計算となりますが、21,000 円を超えた場合は合算できます。調剤分は処方した病院の外来分に含めてください。

■ 自己負担限度額（70 歳以上）

| 所得区分              |   |                  | 外来(個人)                                             | 入院+外来(世帯ごと)                  |
|-------------------|---|------------------|----------------------------------------------------|------------------------------|
| 現役並み所得者 (3 割負担世帯) | Ⅲ | 課税所得 690万円以上     | 252,600円+(総医療費-842,000円) × 1% (年 4 回目以降 140,100 円) |                              |
|                   | Ⅱ | 課税所得 380万円以上     | 167,400円+(総医療費-558,000円) × 1% (年 4 回目以降 93,000 円)  |                              |
|                   | Ⅰ | 課税所得 145万円以上     | 80,100円+(総医療費-267,000円) × 1% (年 4 回目以降 44,400 円)   |                              |
| 一般所得者 (2 割負担世帯)   |   | 住民税課税所得 145万円未満等 | 18,000 円* <sup>2</sup>                             | 57,600 円 (年 4 回目以降 44,400 円) |
| 低所得者 (2 割負担世帯)    | Ⅱ | 住民税 非課税世帯        | 8,000 円                                            | 24,600 円                     |
|                   | Ⅰ | 世帯全員の所得が 0 円等    |                                                    | 15,000 円                     |

同月中の医療費すべてが合算対象です。  
※ 2 年間上限 144,000 円 (8 月～翌 7 月までの合計額)

マイナ保険証の利用で

限度額適用認定証が不要になります

マイナ保険証の利用によって、限度額適用認定証の準備が不要になります。今後は患者本人が医療機関で同意すると、医療機関ごとのひと月の支払いが限度額で済みます。現在交付されている認定証の有効期限は令和 7 年 7 月 31 日☎までです。今年度から更新案内は送付されないため、引き続き交付を希望する人は、7 月 1 日☎以降に上記窓口で申請してください。

【注意事項】

①世帯に国民健康保険税の滞納がある場合、交付できないことがあります。② 70 歳以上の人のうち「現役並み所得者Ⅲ」と「一般所得者」の人は交付対象ではありません。高齢受給者証(令和 7 年 8 月 1 日☎以降は資格確認書)が限度額適用認定証の役割を兼ねます。③さかのぼって前月分を交付することはできません。



移動型スマホ教室に参加しませんか



詳細はこちら▲

【問い合わせ先】

イノベーション推進室 (☎ 42 - 9111 内線 1622)

▶日時・内容

| 日程    | 開催場所*            | 11:00～12:00                             | 12:30～13:30                                 | 14:30～15:30                                 | 16:00～17:00                       |
|-------|------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------|
| 7/8☎  | ラ・ムー桜井店          | Android の使い方 入門編                        | Android の使い方 基礎編                            | Android の使い方 応用編                            | LINE でコミュニケーション (自分のスマートフォンが必要です) |
| 7/9☎  | スーパーセンター オークワ桜井店 | ●画面の見方<br>●電話の方法<br>●文字入力<br>●メールの方法 など | ●地図アプリの基本操作<br>●写真・動画の撮影<br>●二次元コードの読み取り など | ●インターネットを使った検索<br>●アプリのインストール<br>●音声での操作 など | スマートフォンを安全に使うために                  |
| 7/22☎ | ラ・ムー桜井店          |                                         |                                             |                                             | ハザードマップを確認しよう                     |
| 7/23☎ | 桜井市役所            |                                         |                                             |                                             | 生成 AI を使ってみよう                     |

※講座の内容について、開催場所への問い合わせはしないでください。

▶定員 各回 3 名

▶費用 無料

▶持ち物 スマートフォン (持っていない人には貸出可)

▶申込方法 各開催日の前日 17 時までに、電話で右記へ

【申し込み先】

スマホ教室予約窓口 (☎ 0800 - 111 - 9442)

受付 9:00～17:00 (年中無休)